

# 令和4年2月1日以降、「職場支援員の配置又は委嘱助成金・職場復帰支援助成金」の制度が変わります ～変更点のご案内～

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にて認定・支給を行っている職場支援員の配置又は委嘱助成金及び職場復帰支援助成金が一部変更になります。

## 職場復帰支援助成金

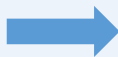
### 1. 時間的配慮等の措置のうち、対象とならない措置を明確にしました

○「医師の意見書および対象障害者の同意の下の労働時間の調整」について

- ✕ 勤務時間の短縮を必要と認める医師の意見書がないにもかかわらず対象障害者の希望等により時間を短縮する措置
- ✕ 医師が必要とした短縮時間数より少ない時間数しか短縮しない措置
- ✕ 時間外労働をさせないこととする措置及び休日出勤させないこととする措置

### 2. 認定申請期限(職場定着支援計画書の提出期限)を変更しました

○対象障害者の職場復帰の日の翌日から起算して3か月後までに提出



○対象障害者の職場復帰の予定日の前日から起算して3週間前の応当日までに提出

#### ●経過措置について

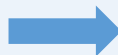
- 令和4年3月31日までに職場復帰するものにあつては、職場復帰の日の翌日から起算して3か月以内に提出されるものを有効とします。
- 令和4年4月1日から令和4年6月30日までに職場復帰するものについては、職場定着支援計画が令和4年6月30日までに開始するものに限り、認定申請期限を令和4年6月30日とします。

## 職場支援員の配置又は委嘱助成金

### 職場復帰支援助成金

### 3. 支給申請の提出書類「支給対象障害者の出勤簿等(写)」について

○支給対象期の最終月分を提出



○支給対象期の全ての月分を提出

#### 【適用時期】

上記1及び3については、令和4年2月1日以降に申請書を提出する事業主から適用します。



独立行政法人  
高齢・障害・求職者雇用支援機構

※詳細は、最寄りの都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)にお問い合わせください。

# 令和4年2月1日以降、「職場支援員の配置又は委嘱助成金・職場復帰支援助成金」の制度が変わります ～「職場復帰支援助成金」の医師の意見書と支援計画の整合化～

職場復帰支援助成金において「時間的配慮等の措置」で申請をされる場合、支援計画は「医師の意見書の指示」に基づいていることが必要になりますので、ご確認をお願いいたします。

## 医師の意見書

就労に際しての留意事項	作業の内容、環境、時間(作業可能な1日当たりの時間数、1週間あたりの日数)等の制限、配慮事項その他予想される問題点(★)	
	必要な通院日数	1か月当たり 回数程度
	就労の可能性の有無	あり ・ なし
労働能力の程度	就労可能な具体的な就労場所・条件等(○一般企業での通常勤務、◎短時間勤務(1日○時間程度)、◎福祉施設での軽作業等)(★)	

## 支援計画書

時間的配慮等の措置の場合、医師の意見書に記載された指示に則った勤務時間を設定し、支援計画書に記載してください。

## 【医師の意見書の指示】と【支援計画】の整合性について

### 1. 整合していると判断できる場合

医師の意見書の指示		支援計画
休職前より1日あたり2時間短縮	→	2時間短縮
勤務時間は1日あたり4時間程度	→	1日4時間勤務(±1時間まで可)

### 2. 整合していると判断できない場合

医師の意見書の指示		支援計画
休職前より1日あたり2時間短縮	→	1時間短縮(医師の指示に満たない短縮)
勤務時間は1日あたり4時間程度	→	1日6時間勤務(±1時間を超える乖離)

### 3. その他具体例

医師の意見書の指示	支援計画
1日あたり4時間から開始	1日4時間勤務から開始し勤務時間を増やす際は医師に確認
勤務日数は週4日まで	週4日以内なら可

※対象障害者の同意に加え、上記のように医師の意見書の指示に基づいていることが必要です。

## 支援計画が医師の意見書の指示と整合していない場合は、整合化の対応(計画の変更)を求めます

休職前は1日8時間勤務  
職場復帰に当たって、  
・医師の意見書の指示  
1日4時間勤務とする  
・支援計画  
1日5時間勤務とする  
+  
・対象障害者の同意



整合化の対応

休職前は1日8時間勤務  
職場復帰に当たって、  
・医師の意見書の指示  
1日4時間勤務とする  
・支援計画  
1日4時間勤務とする  
+  
・対象障害者の同意

